

目 次

1. 相談窓口

1	保健福祉サービスセンター	5
2	茅野市役所	6
3	諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」	7
4	諏訪児童相談所	8
5	諏訪保健福祉事務所	8
6	身体障害者更生相談所（総合リハビリテーションセンター）	8
7	民生・児童委員	8

2. 手帳の交付

1	身体障害者手帳	9
2	療育手帳	16
3	精神障害者保健福祉手帳	18

3. 年金・手当

1	障害基礎年金	22
2	障害厚生年金	23
3	児童扶養手当	24
4	特別児童扶養手当	25
5	特別障害者手当	26
6	障害児福祉手当	27
7	経過的福祉手当	27
8	介護福祉金（市）	28
9	心身障害者扶養共済	28
10	心身障害福祉金（市単年金）	29
11	交通・災害遺児等激励金	29

4. 医療・健康

1	福祉医療費給付金	30
2	自立支援医療	31
3	特定医療費（指定難病）給付	33
4	小児慢性特定疾病医療費給付	33
5	遷延性意識障がい者医療費給付	34

6	未熟児養育医療	34
---	---------	----

5. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

1	障害者総合支援法による総合的な自立支援システム	35
2	支給決定の仕組み	35
3	計画相談支援	36
4	障害福祉サービス一覧	38
5	障害児の利用可能なサービス一覧	41
6	高額障害福祉サービス等給付費等	44

6. 補装具の給付・修理

1	補装具の給付・修理	47
---	-----------	----

7. 地域生活支援事業

1	日常生活用具の給付	48
2	手話通訳者・要約筆記者の派遣	50
3	移動支援事業の利用	50
4	地域活動支援センターの利用	51
5	自動車運転免許取得費の助成	51
6	身体障害者用自動車改造費の助成	52
7	入浴券・マッサージ施術費等の助成	52
8	障害者タクシー利用料金助成	53
9	日中一時支援事業の利用	53
10	住宅整備費の助成	54
11	訪問入浴サービスの利用	54

8. その他の事業

1	住宅改良アドバイザーの派遣	55
2	車椅子用自動車の貸与	55
3	声の広報の送付	55
4	駐車禁止規制の適用除外申請	56
5	信州パーキング・パーミット制度	57
6	ヘルプマーク・ヘルプカード	58
7	公共交通（路線バス）利用者証	58

8	茅野市発達支援センター	59
---	-------------	----

9. 税金について

1	所得税に関する障害者控除	60
2	市県民税に関する障害者控除	60
3	普通自動車の自動車税（種別割・環境性能割）の減免	61
4	軽自動車の自動車税（種別割・環境性能割）の減免	63
5	相続税に関する障害者控除	64
6	贈与税の非課税	64
7	個人事業税の非課税	66
8	利子等の非課税（障害者マル優）	65

10. その他の制度

1	鉄道運賃の割引	66
2	バス運賃の割引	67
3	タクシー運賃の割引	67
4	航空旅客運賃の割引	68
5	NHK受信料の免除・減免	68
6	AI 乗合オンデマンド交通「のらざあ」	69
7	携帯電話基本使用料等の割引	69
8	有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引	70
9	電話リレーサービス	71
10	点字郵便物等の無料扱い	71
11	小包郵便物の減額	71
12	青い鳥郵便はがきの無料配布	72
13	ふれあい案内（無料番号案内）	72
14	NTTのファックスによるサービス	73
15	郵便による不在者投票	74
16	市内温泉施設利用料金の免除	75
17	運動公園内施設使用料の免除	76

11. 特別支援学校

1	知的障害養護学校	77
2	肢体不自由養護学校	77
3	盲学校	78
4	ろう学校	78

5 病弱養護学校	79
----------	----

1 2. 関係施設

1 障害者総合支援法関係施設

1 障害者支援施設	80
2 障害福祉サービス事業所	80
3 相談支援事業所	90

2 児童福祉施設

1 福祉型児童発達支援センター	92
2 医療型障害児入所施設	93
3 児童発達支援事業	93
4 児童養護施設	94
5 放課後等デイサービス	94
6 保育所等訪問支援	96

3 身体障害者社会参加支援施設

1 点字図書館	96
2 聴覚障害者情報提供施設	97

4 その他の施設

1 救護施設	97
2 障害者就業・生活支援センター	97

1 3. 各種相談窓口

1 職業相談室	98
2 司法書士の法律相談	98
3 法律相談	98

1. 相 談 窓 口

1 保健福祉サービスセンター（福祉事務所）	
内 容	障害福祉をはじめ、高齢者、母子・児童福祉の総合相談窓口として 必要な指導や援助を行っています。お気軽にご相談ください。
○東部保健福祉サービスセンター（豊平・玉川・泉野） 〒391-0011 茅野市玉川4300番地 TEL 82-0026 FAX 82-0027	
○西部保健福祉サービスセンター（宮川・金沢） 〒391-0013 茅野市宮川3975番地 TEL 82-0073 FAX 82-0074	
○中部保健福祉サービスセンター（ちの・米沢・中大塩） ○福祉21推進係 〒391-0002 茅野市塚原2丁目5番45号 TEL 82-0107 FAX 82-0108	
○北部保健福祉サービスセンター（湖東・北山） 〒391-0301 茅野市北山4808番地1 TEL 77-3000 FAX 77-3001	
<u>保健福祉サービスセンターで対応する相談内容</u> ○総合相談 … 身体・知的・精神障害児者、高齢者、子育て、介護保険、医療など ○障害者総合支援法に基づくサービス利用に関すること ○地域における保健指導、健康づくり、衛生教育に関すること ○地域や民生児童委員との連携、災害時の個別避難計画に関すること	

2 茅野市役所

〒391-8501 茅野市塚原2丁目6番1号 TEL72-2101

社会福祉課 (福祉事務所)	○高齢福祉係	内線 302 303 304	高齢者福祉(措置)関係、恩給、旧軍人・軍属援護 災害援護、人権対策、 市営温泉施設管理、生活保護経理・統計、保護司会 更生保護女性会、日赤奉仕団、福祉バス
	○障害福祉係	内線 315 316	障害福祉の相談窓口
	○生活福祉係 【茅野市生活就労支援 センター「まいさぽ」】	内線 317 318	生活保護の相談 生活困窮者自立相談支援
保険課	○介護保険係	内線 336 337	介護保険の相談窓口
	○国保年金係	内線 322 323 324 325	国民健康保険、 国民年金 の各種申請窓口
	○後期高齢・ 福祉医療係	内線 326 327 328	福祉医療費給付金 、後期高齢者医療保険(75歳以上。または、65歳から74歳までの方で、一定程度の障害があり、加入を希望される方。)の各種申請窓口、後期高齢者医療保険料の収納
健康づくり推進課 (健康管理センター)	○健康総務係	内線 330 331	予防接種、母子保健
	○健康推進係	直通 82- 0105	健康づくりに関する相談窓口、各種検診

幼児教育課	○幼児教育係		内線 6 2 2 6 2 3	保育園の管理運営、保育園における子育て支援
	○こども・家庭支援係		内線 6 1 1 6 1 4	
こども課 (福祉事務所)	茅野市 こども家庭 センター 「育ち あい ちの」	○こども・ 家庭相談係	内線 6 1 5 6 1 6 6 1 7 6 1 9	児童扶養手当、特別児童扶養手当 子育て・家庭・教育・発達に関する総合相談
		○発達支援 センター	内線 6 1 8	
		○学務係		
学校教育課				就学相談、教育相談、教育支援委員会

3 諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」

内 容	障害者に対する各種講座やイベント・自立生活支援等、社会参加促進を図る事業や、相談支援事業を行っています。
窓 口	〒392-0024 諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター「湯小路いきいき元気館」内 TEL 54-7713 FAX 54-7723

4 諏訪児童相談所（知的障害者更生相談所） (障害児・知的障害者)	
内 容	18歳未満の児童及び知的障害者のあらゆる問題について、相談に応じています。療育手帳及び施設入所の判定・指導を行っているほか、気軽に相談していただけるようテレホン相談も行っています。
相談の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の心身発達と障害についての相談・判定・指導 ・児童のしつけ、性格、行動、非行などについての相談・指導 ・障害児者の施設への入所相談 ・緊急に保護を要する場合などの一時保護相談 ・障害児の手当支給のための判定
窓 口	〒392-0131 諏訪市大字湖南3248-3 TEL 52-0056

5 諏訪保健福祉事務所（健康づくり支援課）	
内 容	健康増進、母子・歯科保健、生活習慣病予防、難病、精神保健福祉等の相談・指導を行うなど、保健・医療に関する総合窓口です。
窓 口	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 TEL 57-2926（予防衛生係） 57-2927（保健衛生係）

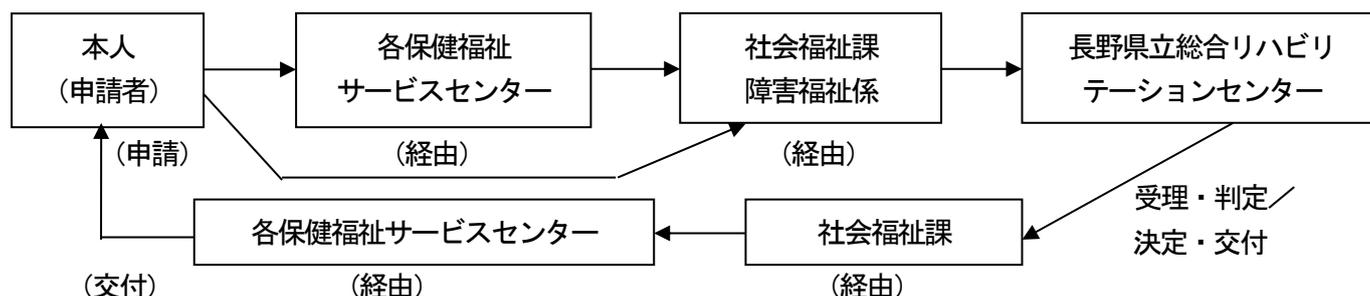
6 身体障害者更生相談所（総合リハビリテーションセンター）	
内 容	18歳以上の身体障害者の施設入所、更生医療給付などについて医学的・心理的及び職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定、身体障害者手帳の交付を行っています。
窓 口	〒381-8577 長野市大字下駒沢618-1 TEL (026) 296-3953 総合リハビリテーションセンター内 更生相談室

7 民生児童委員	
内 容	民生児童委員は、生活に困っている方、児童、障害者、高齢者など、援助を要する方の相談、行政等へのつなぎ、調査などを行います。
窓 口	各行政区に民生児童委員さんがいますので、お気軽にご相談ください。

2. 手帳の交付と障害の状態

障害の程度が法律の要件に合致する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられます。手帳の交付によって、各保健福祉施策の対象となることができます。

1 身体障害者手帳																																											
内 容	この手帳は、身体に障害のある方が身体障害者福祉法の定める障害程度に該当すると認められた場合に交付されるもので、障害の程度によって1級から6級まで区分されます。また、交通運賃割引等の区分のため1種または2種に分けられます。																																										
交付対象	<p><障害の部類・等級></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部類 \ 等級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>聴覚・平衡機能</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・そしゃく</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能障害)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※障害程度の変更、手帳の紛失・破損、住所の変更が生じた場合、又は手帳を必要としなくなった場合手続が必要ですのでご相談ください。</p>	部類 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	視覚	○	○	○	○	○	○	聴覚・平衡機能		○	○	○	○	○	音声・言語・そしゃく			○	○			肢体不自由	○	○	○	○	○	○	内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能障害)	○	○	○	○		
部類 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																					
視覚	○	○	○	○	○	○																																					
聴覚・平衡機能		○	○	○	○	○																																					
音声・言語・そしゃく			○	○																																							
肢体不自由	○	○	○	○	○	○																																					
内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能障害)	○	○	○	○																																							
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医師による診断書（障害の部類ごとに診断書があります） ・申請書 ・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽 2枚） ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 <p>※診断書と申請書は下記窓口にあります。</p>																																										
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>○社会福祉課 障害福祉係</p>																																										



○身体障害者障害程度等級表

□は、第1種 身体障害者の範囲

□は、第2種 //

1 視覚障害

1級	視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの				
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの	2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの	4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの	2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの	4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの	2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの		3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	2 両眼による視野の1/2以上が欠けているもの	3 両眼中心視野角度が56度以下のもの	4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの	5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの				

2 聴覚障害

1級		
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの（両耳全ろう）	
3級	両耳の聴力レベルがそれぞれ90dB以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	
4級	1 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）	2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
5級		
6級	1 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）	2 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの

3 平衡機能障害

1 級	
2 級	
3 級	平衡機能の極めて著しい障害
4 級	
5 級	平衡機能の著しい障害
6 級	

4 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害

1 級	
2 級	
3 級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5 級	
6 級	

□は、第1種 身体障害者の範囲

□は、第2種 //

5 肢体不自由（上肢機能）

1級	1 両上肢の機能を全廃したもの				2 両上肢を手関節以上で欠くもの			
2級	1 両上肢の機能の著しい障害		2 両上肢のすべての指を欠くもの		3 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの		4 一上肢の機能を全廃したもの	
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	3 一上肢の機能の著しい障害		4 一上肢のすべての指を欠くもの		5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	3 一上肢のおや指を欠くもの		4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	
6級	1 上肢のおや指の機能の著しい障害		2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの			3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの		
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	3 一上肢の手指の機能の軽度の障害	4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害	5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの	6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの		

注) 7級に該当する障害については、2つ以上重複する場合に手帳交付の対象となります。

□は、第1種 身体障害者の範囲

□は、第2種 //

6 肢体不自由（下肢機能）

1級	1 両下肢の機能を全廃したもの		2 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの			
2級	1 両下肢の機能の著しい障害		2 両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの			
3級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの		2 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの		3 一下肢の機能を全廃したもの	
4級	1 両下肢のすべての指を欠くもの	2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	3 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	4 一下肢の機能の著しい障害	5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの	6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの
5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害		2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの		3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの	
6級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの			2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		
7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害	2 一下肢の機能の軽度の障害	3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	4 一下肢のすべての指を欠くもの	5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの	6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの

注) 7級に該当する障害については、2つ以上重複する場合に手帳交付の対象となります。

7 肢体不自由(体幹機能)

1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	
2級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
4級		
5級	体幹の機能の著しい障害	
6級		

□は、第1種 身体障害者の範囲

□は、第2種 //

8 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）

上肢機能	1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
	2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
	3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
	4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
	7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
移動機能	1級	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
	2級	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	4級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	5級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	6級	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
	7級	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

注) 7級に該当する障害については、2つ以上重複する場合に手帳交付の対象となります。

□は、第1種 身体障害者の範囲

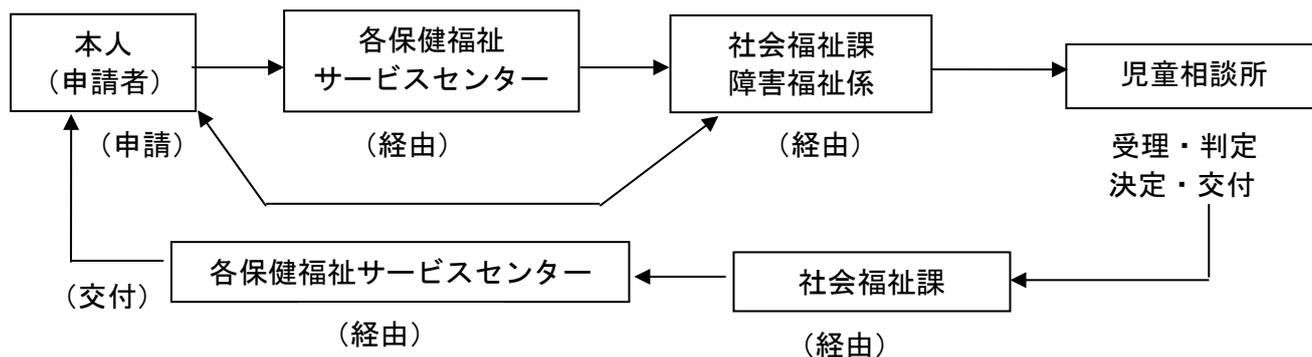
□は、第2種 //

9 内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓）

心臓機能	1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	2級	
	3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
じん臓機能	1級	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	2級	
	3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
呼吸器機能	1級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	2級	
	3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
ぼうこう又は直腸機能	1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	2級	
	3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
小腸機能	1級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	2級	
	3級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
免疫機能	1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
	2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
肝臓機能	1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
	2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
	3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

2 療育手帳

内 容	<p>この手帳は、知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種福祉施策を受け易くするものです。</p> <p>障害の程度によってA1、A2、B1、B2の4つに区分されます。</p>																
交付対象	<p><判定基準></p> <table border="1" data-bbox="400 566 1406 958"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害程度</th> <th>I Q</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重 度</td> <td>A 1</td> <td>35以下</td> <td rowspan="4">※ただし、I Qについては基本的なもので、身体処理能力等により総合的に判断されます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中 度</td> <td>A 2</td> <td>36~50(3級以上の身体障害を合併している者)</td> </tr> <tr> <td>B 1</td> <td>36~50</td> </tr> <tr> <td>軽 度</td> <td>B 2</td> <td>51~75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※療育手帳には有効期限があります。更新する方は再度判定を受けて頂くようになります。再認定の方は、<u>諏訪児童相談所 (52-0056)</u>へ直接ご連絡下さい。</p> <p>※手帳の紛失・破損、住所の変更が生じた場合、又は手帳を必要としなくなった場合、手続が必要ですのでご相談ください。</p>	障害程度		I Q	備 考	重 度	A 1	35以下	※ただし、I Qについては基本的なもので、身体処理能力等により総合的に判断されます。	中 度	A 2	36~50(3級以上の身体障害を合併している者)	B 1	36~50	軽 度	B 2	51~75
障害程度		I Q	備 考														
重 度	A 1	35以下	※ただし、I Qについては基本的なもので、身体処理能力等により総合的に判断されます。														
中 度	A 2	36~50(3級以上の身体障害を合併している者)															
	B 1	36~50															
軽 度	B 2	51~75															
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・写真(縦4cm×横3cm、正面脱帽 2枚) <p>※申請書は下記窓口又は県のHPからダウンロードできます。また18歳以上の人は、知的障害者調査書(保健福祉サービスセンター及び社会福祉課で作成)が必要です。作成にあたり、個別に面談・聞き取りをさせていただきます。</p>																
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター(東部・西部・中部・北部)</p> <p>○社会福祉課 障害福祉係</p>																



○知的障害者の障害の程度

1 知的障害者 障害の程度による療育手帳の区分表

区 分		身 体 障 害				備 考
		重 度 (1, 2 級)	中 度 (3, 4 級)	軽 度 (5, 6 級)	な し	
知的 障害	重 度 (IQ35 以下)	A1				「身体障 害」欄の () 内の 数字は、身 体障害者福 祉法に基づ く障害等級 である。
	中 度 (IQ36~50)	A2	B1			
	軽 度 (IQ51~75)	B2				

A1: 重度知的障害 (IQ35 以下)
A2: 中度の知的障害 (IQ36~50)
であって、3級以上の身体障害
を合併している者

B1: 中度の知的障害 (IQ36~50)
B2: 軽度の知的障害 (IQ51~75)

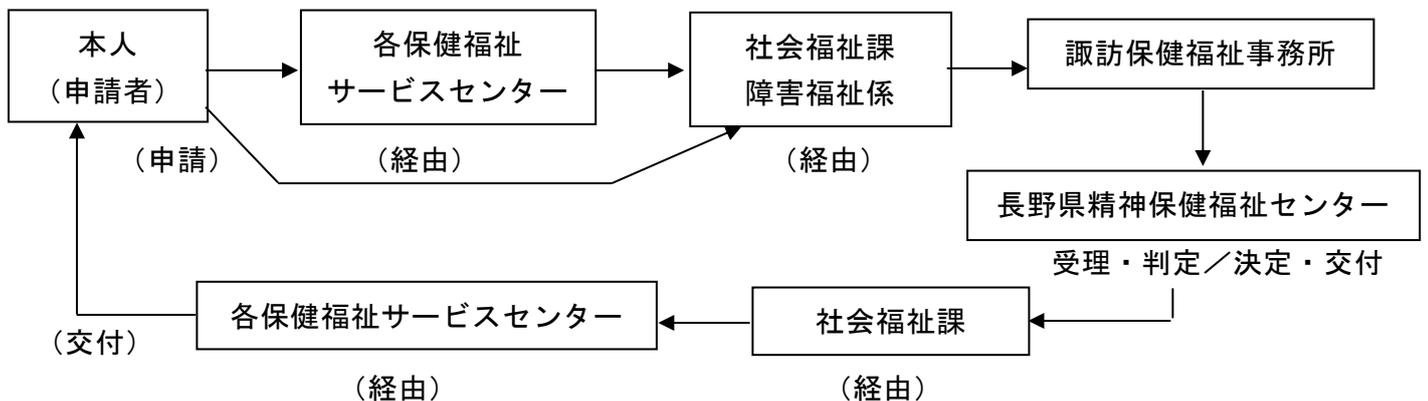
2 発達障害の程度の指標

(厚生労働省の知的障害者実態調査 (1975) における知的障害の程度に関する判定資料)

段階 年齢	軽 度	中 度	重 度	最 重 度
5 歳 以下	<ul style="list-style-type: none"> 日常会話はどうにかできる 数の理解はすこし遅れている 運動機能の目立った遅れは見られない 身のまわりの始末は大体できるが不完全 	<ul style="list-style-type: none"> 言語による意思表示はいくらかできる 数の理解に乏しい 運動機能の遅れが目立つ 身のまわりの始末は部分的に可能 集団遊びは困難 	<ul style="list-style-type: none"> ことばがごく少なく意思の表示は身振りなどで示す、ある程度の感情表現はできる(笑ったり、怒ったり等) 運動機能の発達の遅れが著しい 身のまわりの始末はほとんど出来ない 集団遊びは出来ない 	<ul style="list-style-type: none"> 言語不能 最小限の感情表示(快, 不快等) 歩行が不能又はそれに近い 食事、衣服の着脱などはまったくできない
6~11 歳	<ul style="list-style-type: none"> 普通の学級における学習活動についていくことは難しい 身辺処理は大体できる・比較的遠距離でも一人で通学できる 	<ul style="list-style-type: none"> 日常会話はある程度可能 数の理解が身につき始める 身辺処理は大体できるが不完全 ゲーム遊びなどの集団行動はある程度可能 	<ul style="list-style-type: none"> 言語による意思表示はある程度可能 読み書きの学習は困難である・数の理解に乏しい 身近なものの認知や区別はできる 身辺処理は部分的に可能 身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない ごく簡単なお手伝いはできる 	<ul style="list-style-type: none"> 言語は数語のみ 数はほとんど理解できない 食事、衣服の着脱など一人ではほとんどできない 一人遊びが多い
12~17 歳	<ul style="list-style-type: none"> 小学校3~4年生程度の学力にとどまる 抽象的思考や合理的判断に欠ける 身辺処理は普通児並にできる 基本的な作業訓練は可能である 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校2~3年生程度の学力にとどまる 身辺処理は大体できる・簡単なゲームのきまりを理解する 単純な作業に参加できる 	<ul style="list-style-type: none"> 日常会話はある程度できる ひらがなはどうか読み書きできる 数量処理は困難・身辺処理は大体できる 単純作業にある程度従事できる 	<ul style="list-style-type: none"> 会話は困難 文字の読み書きはできない 数の理解はほとんどできない 身辺処理はほとんど不可能 作業能力はほとんどない
18歳 以上	<ul style="list-style-type: none"> 小学校5~6年生程度の学力にとどまる 抽象的思考や合理的判断に乏しい 事態の変化に適應する能力は弱い 職業生活はほぼ可能 	<ul style="list-style-type: none"> 簡単な読み書きや金銭の計画ならばできる 適切な指導のもとでは対人関係や集団参加がある程度可能 単純作業に従事できる 	<ul style="list-style-type: none"> 日常会話はある程度できる ひらがなはどうか読み書きできる 数量処理は困難・身辺処理は大体できる 単純作業にある程度従事できる 	<ul style="list-style-type: none"> 会話は困難 文字の読み書きはできない 数の理解はほとんどできない 身辺処理はほとんど不可能 作業能力はほとんどない

3 精神障害者保健福祉手帳

内 容	<p>この手帳は、一定の精神障害を持つ方が様々な福祉的支援を受けやすくなることを目的としたものです。</p> <p>障害の程度によって1級、2級、3級に区分されます。</p>
交付対象	<p>精神疾患を有する者（知的障害者を除く）のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者。</p> <p>※精神疾患には、統合失調症・そううつ病・てんかん・中毒精神病・発達障害等があります。</p> <p>※精神障害者保健福祉手帳の有効期限は交付日から2年間です。有効期限を延長するには更新の手続きが必要となります。</p>
手 続	<p>○手続きにお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 精神障害を支給事由とする年金証書の写し等、又は医師の診断書 ・ 同意書 <p>※写真1枚（縦4cm×横3cm、正面脱帽 上半身を写したもので1年以内に撮影したもの）</p> <p>写真の提出が必要な方は以下の方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新規に申請される方 ②お手持ちの手帳の更新の欄に新しい有効期限が記入できない方 ③等級変更のある方 <p>（診断書と申請書類は下記窓口にあります。）</p>
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>○社会福祉課 障害福祉係</p>



○精神障害者保健福祉手帳障害等級表

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
1級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	<p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの。</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの。</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の周りの清潔保持ができない。</p> <p>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</p> <p>6 身の安全を保持したり、危機的状况に適切に対応できない。</p> <p>7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が無く、文化的社会活動に参加できない。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
<p>2級</p> <p>精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの。</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</p> <p>6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
<p>3級</p> <p>精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの。</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるが、なお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは、なお十分とはいえず不安定である。</p> <p>6 身の安全の保持や危機的状況での適切な対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があり、文化的社会活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>